○○○漁業協同組合○○地区区画漁業権行使規則（例）

○○漁業協同組合

**様式13の２**

○○漁業協同組合区画漁業権行使規則（例）

（目的）

第１条　この規則はこの組合の有する区第○○号、区第○○号・・・・・号第１種区画漁業権（以下「区第○○号」）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員行使権を有する者の資格）

第２条 前条各号の区画漁業権の内容である次の表の左欄に掲げる漁業について、その組合員行使権を有する者の資格は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁　業　の　名　称 | 資　　　　　　格 | 備　考 |  |
| 区第○○号 | 魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖を除く) | 下記(注)を参考に有資格者を限定する。 |  |
| 区第○○号 | くろまぐろ小割り式養殖業 |  |  |
| 区第○○号 | 貝類垂下式養殖業 |  |  |
| 区第○○号 | 藻類養殖業 |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| （注）　資格を定めるにあたっては、現実の漁業の実態に即して、有資格者の数を  限定し、実行使者と一致させること。  　例えば、関係地区に住所を有する組合員であって、漁具を有する者。　等 |  |

２　前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該組合員行使権を行使すべき者を定めたときは、その者）が、組合員となったときは、その者は前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

　３　前２項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第１項の組合員行使権を有するものの資格を有しないものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第３条　前条第１項に規定する者は、当該資格にかかる組合員行使権の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営を委任してはならない。

（漁業の方法等）

第４条　次の各表の区画漁業権は、それぞれ①の漁業の方法により②の規模の範囲内において③の行使者でなければ営んではならない。

ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、

規模、区域又は期間を制限することができる。

魚類小割り式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁場名 | ①漁業  の方法 | ②規模 | | ③行使者 |  |
| 小割規模 | 小割台数 |
| 区第○○号  区第○○号 | ○○○  ○○○ | 小割式  沈下式  小　割 | ○m×○m×○m  ○m×○m×○m | ○○台  ○○台 | 毎年組合において 定める漁業行使者 名簿に登載された者 |

くろまぐろ小割り式養殖業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁場名 | ①漁業  の方法 | ②規模 | | ③行使者 |  |
| 小割規模 | 小割台数 |
| 区第○○号  区第○○号 | ○○○  ○○○ | 小割式  沈下式  小　割 | ○m×○m×○m  ○m×○m×○m | ○○台  ○○台 | 毎年組合において 定める漁業行使者 名簿に登載された者 |

貝類垂下式養殖業

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁場名 | 養殖種 | ①漁業  の方法 | ②規模 | | | ③行使者 |  |
| 一連長 | 連 数 | 吊　数 |
| 区第○○号  区第○○号 | ○○○  ○○○ | ○○○  ○○○ | 延縄式  延縄式 | ○○m | ○○ | ○○ | 毎年組合において 定める漁業行使者 名簿に登載された者 |
| ただし、1人○○連  ○○吊までとする。 | |  |

藻類養殖業

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁場名 | 養殖種 | ①漁業  の方法 | ②規模 | | ③行使者 |  |
| 規模 | 網数 |
| 区第○○号  区第○○号 | ○○○  ○○○ | ○○○  ○○○ | ひび建  ひび建 | ○m×○m ○○枚 |  | 毎年組合において  定める漁業行使者 名簿に登載された者 |
| ○m×○m | ○枚 |
| ただし、1人○○枚  までとする。 | |

|  |  |
| --- | --- |
| （注）漁業権の内容となっている漁場の区域及び漁業時期をさらに制限　　しようとする場合は区域及び期間の欄を設け記載すること。 |  |

２　前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は区画漁業管理委員会の意見を聴き、漁業の方法、規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

　３　理事が第１項の制限をする場合は、理事会の議決によらなければならない。

（管理委員会の設置）

第５条　区画漁業権の適切な管理及び行使を図るため、この組合に区画漁業管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

　（備考）管理委員会は、実情に応じて設置する。管理委員会を設置しない場合には、第５条、第６条、第７条第２項及び第３項並びに第９条を削り、第４条第２項中「区画漁業管理委員会の意見を聴き」を削り、第７条第１項及び第８条中「管理委員会」を「理事」とすること。

（管理委員会の構成）

第６条 管理委員会は委員○○人をもって組織する。

　２　委員は第２条に規定する漁業を営む資格がある者が選任する。

　３　委員の任期は○年とする。

（当該漁業を行う者等の決定）

第７条 管理委員会は、第２条に規定する漁業ごとに、当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

　２　管理委員会は、前項の定めをした場合、その内容について理事に報告しなければならない。

　３　前２項の定めをした漁業以外の○○漁業について、理事は第１項の定めをしなければならない。

　４　理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

（勘案事項）

第８条　管理委員会は、前条第１項に基づき第２条に規定する漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

(1)　その者の当該漁業に対する生活依存度

　(2)　その者の当該漁業の営まれる漁場に対する依存度

　(3)　その者の当該漁業の経営能力

（管理委員会に対する指示等）

第９条　理事は管理委員会に対し、第２条に規定する漁業と他の漁業との調整のため必要があると認める場合又は管理委員会が第７条の決定を行わなかった場合は、漁場の利用等に関し、管理委員会に対し必要な指示を出すことができる。

　２　管理委員会が前項の指示に従わないときは、理事は第７条第１項の定めを行うことができる。

３　前項の定めは、管理委員会の定めとみなす。

　４　理事が第１項に基づく指示又は第２項に基づく定めを行う場合は、理事会の議決によらなければならない。

（組合員行使権の行使状況等の報告）

第10条　第２条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの養殖施設数、生産量及び生産金額について、毎年○月末までに、組合に報告しなければならない。

（備考）組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

（漁場管理費の負担）

第11条　区画漁業権の内容となっている漁業を営む組合員は、その漁業権の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

　２　行使料の額は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 漁業権番号 | 漁業の名称 | 漁場名等 | 単位 | 行使料の額 |
| 区第○○号 | 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖を除く） | ○○○ | 年間、筏１台、１㎡、○○など | ○○円 |
| 区第○○号 | くろまぐろ小割り式養殖業 | ○○○ |  | ○○円 |
| 区第○○号 | 貝類垂下式養殖業 | ○○○ |  | ○○円 |
| 区第○○号 | 藻類養殖業 | ○○○ |  | ○○円 |

３　行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

（備考）経費を賦課する場合は、組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第１項第４号及び第９号の規定により、総会の決議を経なければならない。

　　　　漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、組合法に基づく賦課金として適切に対応する。

（違反者に対する措置）

第12条　区画漁業権の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該組合員に区画漁業権の行使をさせないことができる。

２　区画漁業権の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

（備考）過怠金を科す場合は、組合法第２３条の規定により定款に定める必要がある。

（雑則）

第13条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

（付則）

この規則は令和５年９月１日から施行する。